

職員と共に身体拘束を考え、利用者に苦痛のない生活を提供

社会福祉法人康和会 特別養護老人ホーム 久我山園
齋藤 光

(身体拘束 苦痛のない生活の提供)

1. 目的

厚生労働省が定める身体拘束の定義について理解はしているものの、日常ケアの中に落とし込んでみると判断に迷うものやそもそも不適切と気付いていないののではないかと疑問に思っていた。

園内研修の講師をするにあたり、事前に介護職員に身体拘束のアンケートを取り、その結果をもとに利用者に苦痛のない生活が送れるか振り返りを行った。

今回の研修は、ケアの気付きや意識改革を行う事が目的であった。

研修後、職員間で実際のケアを見直す動きがみられ改善に繋がっている。

この一連の経過を報告する。



2. 実践内容

職員間で身体拘束の共通の認識を持ち、改善する為の動機付けを以下のように行った。

- 1) 介護職員への身体拘束についてアンケートを実施
- 2) 問題分析シートの活用
- 3) 演習問題の実施
- 4) 研修後の振り返り

3. 結果

1) アンケート結果

身体拘束が疑われる行為を行ったことがある、または目にしたことがあるとの問いに約42%は「はい」と答え、58%は「いいえ」と答えている事が解った。普段から行っているケアの中で利用者の安全面ばかりに目がいくと利用者の行動を抑制する事と、その背景を理解することができた。

2) 問題分析シート使用の結果

実際に2事例の介護場面を利用者の行動分析、行動の原因分析、ケア提供について考えてもらった。

事例1は、夜間オムツを外す利用者に腹帯を使用している事が身体拘束ではないか、と疑問をなげかけた。多職種との情報交換により、身体の清潔、排泄時間の見直し、排泄方法の見直しにつながった。

事例2は、頻繁に車椅子から立ち上がる利用者に「座ってください」と促す行為も身体拘束ではないかとの疑問に、午前中を運動やリハビリの時間とする、車椅子から椅子に変更する、集中できることをするなど同一姿勢を変更することの見直しが図られた。

3) 研修後の振り返り

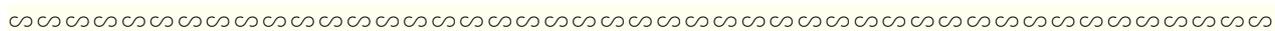
研修後、以下のようなケアの見直しが実際に図られた。職員の身体拘束に対する理解が深まり、意識が高まったと言える。

- (1) 誤嚥防止の為に早食いを抑制する目的で行っていた一品提供を廃止。
- (2) 食べこぼしを防止する為にお膳の下にエプロンを敷く事の廃止。
- (3) 排泄中にトイレ介助用自立支援移乗機を装着したまま使用する事の廃止。

4. 考察と今後の課題

疑問に感じていた身体拘束にあたるのではないかという考え方が、園内に浸透し検討されるようになったことは、研修の成果であると考ええる。

しかし、継続することが重要で、身体拘束の気付きの芽を摘まないよう「仕方ない」や「今までの習慣だから」などといったことで片づけず、職員間で意見の交換をし、利用者にとってより良い環境作りが大切であり、今後の課題だと考える。



<助言者コメント>

中原 ひとみ (社会福祉法人古木会成城アルテンハイム施設長)



施設では、身体拘束廃止のために取り組んでいると思いますが、それでも発表にあったように職員自身が不適切と感じないまま、ケアを提供しているところを、問題視したところに大変感心しました。

アンケートを実施し、課題分析を行っており、業務をしながらの研究に対し向上心を感じました。

質問として陰部洗浄をどのように変更したのか、職員の声掛けをどのように工夫したのか、もう少し聞きたかったと思います。

普段のケアの中で見過ごしがちなところに目を向けており、今後もさらに問題点を追及していかれることを希望します。